

奈良県教育委員会

週報

第2243号

平成28年4月7日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
平成28年度週報発行予定表		企画管理室	1
行事参加等共通仕様書		企画管理室	2
平成28年度「奈良県教育週間」について	各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長	企画管理室	3
平成28年度福利厚生事業に参加する場合の職員の職務に専念する義務の特例について	各市町村教委教育長 各公立学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長 県教委事務局各課・室(所)長	福利課	4
平成28年度学校学生生徒旅客運賃割引証の交付申請について	各公立中・高等学校長 各特別支援学校長 各公立専門学校長	学校教育課	7
平成28年度管理職を対象とした児童生徒理解による問題行動等対応研修開催について	各市町村教委教育長 各学校長	生徒指導支援室	12
平成28年度高等学校卒業程度認定試験の実施について	各市町村教委教育長 各中・高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	人権・地域教育課	14
管理職「人権教育」研修講座並びに人権教育推進担当者実践力up講座の開催について	各市町村教委教育長 各公立学校長	人権・地域教育課	18
平成28年春の交通安全県民運動の実施について	各市町村教委教育長 各学校(園)長	保健体育課	20
平成28年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」調査実施園の募集について	各市町村教委教育長 各園長	教育研究所	26

平成28年度奈良県立教育研究所 各市町村教委教育長 教育研究所 28
“教育セミナー2016”ともに 各学校（園）長
学ぶ！～「自ら学び、ともに学
ぶ」アクティブ・ラーニング～の
開催について

(次の週報は、平成28年4月14日（木）発行の予定です。)

平成 2 8 年度週報発行予定表

月	週 報 発 行 日		
4 月	7 日 (木)	1 4 日 (木)	2 8 日 (木)
5 月	1 2 日 (木)	2 6 日 (木)	
6 月	9 日 (木)	2 3 日 (木)	
7 月	7 日 (木)		
8 月	4 日 (木)		
9 月	1 日 (木)	1 5 日 (木)	2 9 日 (木)
1 0 月	1 3 日 (木)	2 7 日 (木)	
1 1 月	1 0 日 (木)	2 4 日 (木)	
1 2 月	8 日 (木)	2 2 日 (木)	
1 月	5 日 (木)	1 9 日 (木)	
2 月	2 日 (木)	1 6 日 (木)	
3 月	2 日 (木)	1 6 日 (木)	

※週報は、原則隔週木曜日発行とします。

行事参加等共通仕様書

(参加基本様式)

参加申込書				
_____年 月 日				
_____ 殿				
所 属 _____				
所属長 _____				
下記のとおり申し込みます。				
職 名	氏 名	(A)	(B)	(C)

◎参加基本様式記入上の注意

- 1 用紙の大きさは、A4判又ははがきとします。
- 2 アンダーラインの箇所は、必ず記入してください。
 - ① 研究会・研修会・大会等の名称を「参加申込書」の前に記入してください。
 - ② 宛先は、「殿」の前に「県立教育研究所長、〇〇研究会長、奈良県教育委員会事務局
〇〇課長、〇〇所長」などを記入してください。
- 3 表の中の項目で使用しないものについては、記入欄は空白のままにしておいてください。
なお、週報に掲載された通知等の文書の項目を必ず確認してください。

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長

） 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度「奈良県教育週間」について（通知）

平成28年度「奈良県教育週間」は、11月1日（火）～11月7日（月）になります。

つきましては、「奈良県教育の日（11月1日）」の趣旨に留意され、「奈良県教育週間」の期間を中心とした授業公開、教育関連行事等に、保護者や地域の方々の積極的な参加を促し、教育に関する理解と関心を高める取組を推進していただきますよう、御準備をお願いします。

記

- 1 現在、国では、「学校と地域の一体改革による地域創生」が進められていますが、本県においても、奈良県の将来を担う子どもたちを生涯学び続ける自立した社会人に育てるために、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちを育む体制づくりを推進することが重要であると考え、現在策定中の教育振興大綱案に主な取組として明記しています。

各機関におかれましても、これらの方向性を御理解いただき、特に「奈良県教育週間」中の授業公開や教育関連行事において、より多くの保護者や地域の方々に参加いただき、学校等における教育活動の地域への公開を推進していただきますようお願いいたします。

なお、本年度の各機関の授業公開及び教育関連行事の実施予定につきましては、6月頃に照会する予定です。

- 2 「奈良県教育の日」シンボルマークは、県教育委員会ホームページからダウンロードできます。教育関連行事实施の際に御活用ください。



教 福 第 1 号

平成28年4月7日

各市町村教委教育長
各公立学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長
県教委事務局各課・室（所）長

） 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度福利厚生事業に参加する場合の職員の職務に 専念する義務の特例について（通知）

このことについて、教職員の福祉の増進を図るため別表に掲げる事業を実施するにあたり、県教育委員会事務局及び県立の教育機関並びに県立学校の教職員については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月奈良県条例第6号）第2条第2号の規定に基づき、職務に専念する義務が免除されるので通知します。

なお、市町村教育委員会所管の教職員につきましても、これに準じた御配慮をお願いします。

【別表】

事業名	実施機関	実施（予定）日	職専免の範囲	内容等
人間ドック (1日及び2泊 3日コース)	共済組合 互助組合 共催	平成28年6月 ～29年3月	受診に要する 3日以内の日	共済組合員及び互助組合員 の希望者を対象に人間ドッ クを実施する。
※特定保健 指導	共済組合	平成28年4月 ～29年3月	受診に要する 2日以内の日	40歳以上の共済組合員を 対象に健診後の保健指導を 実施する。
器官別検診 (子宮頸がん検 診及び乳がん 検診)	共済組合	平成28年7月 ～29年3月	受診に要する 1日	共済組合員の女性希望者を 対象に検診を実施する。
脳ドック	共済組合 互助組合 共催	平成28年6月 ～29年3月	受診に要する 1日	45歳以上の共済組合員及 び互助組合員の希望者を対 象に脳ドックを実施する。
PET検査	共済組合	平成28年7月 ～29年3月	受診に要する 1日	45歳以上の共済組合員の 希望者を対象にPET検査 を実施する。
ストレスドッ ク	共済組合 互助組合 共催	平成28年6月 ～29年3月	受診に要する 1日	共済組合員及び互助組合員 の希望者を対象にストレス ドックを実施する。
健康づくりセ ミナー	共済組合	平成28年7月 ～29年3月	事業実施に要 する2日以内	共済組合員を対象に実技を 含めた健康づくりセミナー を実施する。
こころの相談 室	共済組合	平成28年4月 ～29年3月	必要と認めら れる期間	共済組合員を対象に面接に よる相談を実施する。
メンタルサポ ート(心の健 康相談)	共済組合	平成28年4月 ～29年3月	必要と認めら れる期間	共済組合員を対象に面接に よるメンタル相談を実施す る。
森林セラピー	共済組合	平成28年7月 ～29年3月	事業実施に要 する1日以内	共済組合員を対象に健康増 進やリラックスを目的とし たプログラムを実施する。

ライフプラン 講習会	共済組合	平成28年7月 及び平成29年 1月予定	事業実施に要 する1日	共済組合員を対象に教職員の健康及び生涯設計を促進するため講習会を実施する。
在宅介護講座	共済組合	平成28年8月	事業実施に要 する1日	共済組合員及びその家族を対象に在宅における介護の実技を中心とした講座を実施する。

※共済組合は職員健診や人間ドック等の健診結果により、保健指導該当者を抽出し実施する。

各公立中・高等学校長
各特別支援学校長
各公立専門学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度学校学生生徒旅客運賃割引証
の交付申請について（通知）

このことについて、下記事項に注意の上、平成28年4月28日（木）までに交付申請書及び使用に関する調書を提出してください。

記

- 1 平成28年度の学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の取扱期間は、平成28年5月1日から平成29年4月30日までとする。
- 2 申請については、平成27年度の使用枚数を勘案した上、平成28年度の使用計画を検討し、申請書（第1号様式）及び使用に関する調書（第1号様式別紙）を提出すること。
- 3 交付希望のない学校においても、平成27年度の実績があれば、使用に関する調書のみを提出すること。
- 4 学割証の使用目的の範囲は、原則として次の場合に限られる。
 - (1) 休暇、所用による帰省
 - (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
 - (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
 - (4) 就職又は進学のための受験等
 - (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 - (6) 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
 - (7) 保護者の旅行への随行

5 学割証の発行について

- (1) 学校の代表者は、学割証を学生又は生徒（以下「学生等」という。）に発行するときは、必要事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押しの上で発行すること。
- (2) 新たに入学する学生等に対する学割証の発行は、本人が入学手続きを完了し、学生証を本人に交付した後であれば、入学する以前であっても発行することができる。ただし、乗車券の有効開始日は入学する月の初日以降に限る。

この場合、発行年月日の記入のほか学割証表面余白に「〇年〇月〇日から有効」の例により、有効開始日を朱書きすること。

- (3) 卒業する学生等に対する学割証の発行は、卒業する月の末日まで行うことができる。

この場合、卒業する月の3か月前以降に学割証を発行するときは、学割証表面余白に「〇年〇月〇日まで有効」の例により、学年の終期を朱書きすること。

なお、卒業により使用資格が無くなった場合でも、その乗車券の有効開始日が学年の終期までの日である場合に限って、その有効期間中は使用できる。

(注)「学年の終期」とは学年の終わる月の最後の日をいう。

- (4) 乗車船区間欄及び乗車券の種類欄を訂正する場合は、訂正箇所を抹線し、記名本人の認印又は自署（サイン）で訂正することができる。

その他、発行者が記入する事項については、発行者の職印を押しして訂正することができる。

6 学割証出納簿及び学割証発行台帳の整備について

- (1) 学校の代表者は、学割証の出納及び交付については、学割証出納簿及び学割証発行台帳を備えつけ、出納及び交付の状況を常に明らかにしておくこと。
- (2) 学割証出納簿及び学割証発行台帳の書式は次のとおりとする。

・学割証出納簿

発行年月日	受入れ	払出し	残存枚数	取扱者印	代表者印	記事
		以	下	略		

・学割証発行台帳

発行年月日	学割証番号	使用者		契印	記事
		部科学年	氏名		
		以	下	略	

7 その他、学割証の取扱いについては、平成18年4月11日付け事務連絡で配付している「学生割引のてびき」（西日本旅客鉄道株式会社発行）を参照すること。

8 提出先及び問い合わせ先

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

県教育委員会事務局学校教育課総務係 山本

TEL 0742-22-1101（内線 5256）

0742-27-9849（直通）

FAX 0742-23-4312

*封書による提出の場合は、表に「学割証交付申請書在中」と明記すること。

第1号様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

奈良県教育委員会事務局学校教育課長 殿

校長名



平成28年度学校学生生徒旅客運賃割引証交付申請書

平成28年度学校学生生徒旅客運賃割引証を下記のとおり交付されるよう別紙調書を添えて申請
します。

記

交付申請枚数 枚

第1号様式別紙

学校学生生徒旅客運賃割引証使用に関する調書

学 校 名

担 当 者 名

作成年月日

1 平成27年度学割証使用実績見込み (27.5.1~28.4.30)

受 入 状 況		使 用 状 況		
区 分	数 量	目 的	数 量	一人当たりの枚数
1. 繰越枚数	枚	1. 帰 省	枚	枚
2. 27年度分	枚	2. 正 課 教 育	枚	枚
3. 追 加 分	枚	3. 正課外教育活動	枚	枚
		4. 就 職 ・ 受 験	枚	枚
		5. 見 学	枚	枚
		6. 傷 病 治 療	枚	枚
		7. 保護者旅行随伴	枚	枚
		8. 廃 紙	枚	枚
計	(A) 枚	計	(B) 枚	枚
28.4.30現在保管枚数(予定)(C)=(A)-(B) 枚				
備 考	一人当たりの枚数は、27.5.1現在在籍者数で除してください。			

2 平成28年度学割証使用計画 (28.5.1~29.4.30)

目 的	使 用 枚 数 (予 定)		備 考
	数 量	一人当たりの枚数	
1. 帰 省	枚	枚	一人当たりの枚数は、 28.5.1現在在籍者予定 数で除してください。
2. 正 課 教 育	枚	枚	
3. 正課外教育活動	枚	枚	
4. 就 職 ・ 受 験	枚	枚	
5. 見 学	枚	枚	
6. 傷 病 治 療	枚	枚	
7. 保護者旅行随伴	枚	枚	
8. 廃 紙	枚	枚	
計	(D) 枚	枚	

3 学生・生徒数

27.5.1現在在籍者数	28.5.1現在在籍者予定数(見込)	備 考

(注) 交付申請枚数は (D) - (C) の枚数になります。

各市町村教委教育長 }
 } 殿
各 学 校 長 }

奈良県教育委員会教育長

平成28年度管理職を対象とした児童生徒理解による問題行動等 対応研修開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係者に周知されるとともに参加について
よろしくをお願いします。

記

1 目 的

教員の児童生徒に対する理解を深め、問題行動等に対する予防的視点に立った支援や、きめ
細かな個別の支援を充実させるために、学校全体として統一された系統性のあるプログラムの
構築と実践の推進を図る。また、学校全体としてのアプローチを行うことで、全教員が適宜適
切な支援・指導が行える体制の構築を目指す。

2 日時及び対象校種

平成28年5月12日（木） 【午前の部】 10時00分～13時00分 高等学校
 【午後の部】 14時00分～17時00分 特別支援学校
平成28年5月19日（木） 【午前の部】 10時00分～13時00分 小学校
 【午後の部】 14時00分～17時00分 中学校

3 場 所

県立教育研究所 大講座室（特別支援学校については中講座室7）
磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加者

県内小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の管理職
（原則として学校長の参加とします。）

市町村教育委員会指導主事等（参加校種は希望とします。）

5 日 程

【午前の部】

- 9 : 3 0 ~ 1 0 : 0 0 受付
1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 1 0 研修説明
1 0 : 1 0 ~ 1 3 : 0 0 研修「キレにくい子どもを育てるための体制づくり」
～アンガーマネジメントの手法を用いて～

【午後の部】

- 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 0 0 受付
1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 1 0 研修説明
1 4 : 1 0 ~ 1 7 : 0 0 研修「キレにくい子どもを育てるための体制づくり」
～アンガーマネジメントの手法を用いて～

※ 研修内容は、対象校種により異なります。

6 研修講師

早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授 本田 恵子

7 参加申込み

平成28年4月26日（火）までに、平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の参加基本様式により、FAX又は電子メールにて、下記宛てに申し込むこと。

県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導第一係

TEL 0742-27-5435

FAX 0742-27-1021

E-mail seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年度高等学校卒業程度認定試験の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施されますので、関係者に周知されるようお願いいたします。

記

1 趣 旨

高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）は、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験である。

2 実施主体

認定試験は、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、文部科学大臣が行う。

3 受験資格

認定試験を受けることのできる者は、平成29年3月31日までに満16歳以上になる者とする。ただし、大学入学資格を有している者は除く。

4 試験科目

試験科目は、以下のとおりとする。

教 科	試 験 科 目
国 語	国 語

地理歴史	世界史 A 又は世界史 B のうちから受験者の選択する 1 科目及び日本史 A、日本史 B、地理 A 又は地理 B のうちから受験者の選択する 1 科目
公 民	現代社会 1 科目又は倫理及び政治・経済の 2 科目
数 学	数 学
理 科	科学と人間生活及び物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する 1 科目の合計 2 科目、又は物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する 3 科目
外 国 語	英 語

なお、合格に必要な科目数は、選択した科目により 8 科目から 10 科目とする。

合格に必要な科目数	公民の試験科目	理科の試験科目
8 科 目	現代社会	科学と人間生活を含む 2 科目
9 科 目	現代社会	「基礎を付した科目」から 3 科目
	倫理及び政治・経済	科学と人間生活を含む 2 科目
10 科 目	倫理及び政治・経済	「基礎を付した科目」から 3 科目

※「基礎を付した科目」とは、物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎の 4 科目である。

5 受験案内配布期間及び配布場所

第 1 回目 平成 28 年 4 月 5 日（火）～ 5 月 10 日（火）

第 2 回目 平成 28 年 7 月 21 日（木）～ 9 月 15 日（木）

県庁 2 階人権・地域教育課及び県立教育研究所事務局窓口で配布。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く 8：30～17：00）

6 願書受付期間

第1回目 平成28年4月20日(水)～5月10日(火)(5月10日消印有効)

第2回目 平成28年9月1日(木)～9月15日(木)(9月15日消印有効)

7 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、文部科学省宛てに書留で郵送する。持参による願書受付は原則として行わない。

8 試験実施期日

第1回目 平成28年8月3日(水)・4日(木)

第2回目 平成28年11月5日(土)・6日(日)

9 時間割

月 日		第1回 8月3日(水)	第1回 8月4日(木)
		第2回 11月5日(土)	第2回 11月6日(日)
①	9:30～ 10:20	物 理 基 礎	倫 理
②	10:50～ 11:40	現 代 社 会 政 治 ・ 経 済	日本史A又は日本史B 地 理 A又は地 理 B
	11:40～ 12:40	昼 食 ・ 休 憩	
③	12:40～ 13:30	国 語	世界史A又は世界史B
④	14:00～ 14:50	英 語	生 物 基 礎
⑤	15:20～ 16:10	数 学	地 学 基 礎
⑥	16:40～ 17:30	科学と人間生活	化 学 基 礎

10 試験方法

主として多肢選択による客観式の検査方法による出題とし、解答はマークシート方式による。

11 試験会場

第1回目 奈良商工会議所 奈良市登大路町36番地の2

第2回目 奈良県社会福祉総合センター 橿原市大久保町320番11

12 合格発表

第1回目 平成28年8月30日（火）（結果通知発送予定）

第2回目 平成28年12月2日（金）（結果通知発送予定）

発表の方法は、直接本人宛ての通知をもって行うこととし、全科目合格者には合格証書を、一部科目合格者には、科目合格通知書を送付する。

各市町村教委教育長 }
各公立学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

管理職「人権教育」研修講座並びに 人権教育推進担当者実践力up講座の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 目 的

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育の推進についての基本方針（県教育委員会）」に基づいた人権尊重の視点に立った学校づくりに向け、人権を巡る現状及び課題についての理解を深めるとともに、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（文部科学省）」及び「人権教育推進プラン（県教育委員会）」を活用した推進計画の策定や体制づくりについての研修を実施します。

2 日時及び会場

平成28（2016）年4月28日（木）

【午前の部】（中学校、高等学校、特別支援学校） 10：00～12：00

【午後の部】（小学校） 13：30～15：30

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

3 参加対象者

県内公立学校の管理職（各校1名）※奈良市立の学校からの参加を除く。

人権教育推進担当者（各校1名）※奈良市立の学校からの参加を含む。

4 日程・内容等

【午前の部】

- 10:00～10:10 開会行事
- 10:10～11:00 講義「人権が尊重される学校づくりに向けて（仮題）」
講師 奈良県人権教育研究会事務局
奈良県高等学校人権教育研究会事務局
- 11:00～12:00 説明「人権教育にかかる行政説明」
講師 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
説明「人権教育の推進に向けて」
人権・地域教育課人権教育係 指導主事

【午後の部】

- 13:30～13:40 開会行事
- 13:40～14:40 説明「人権教育にかかる行政説明」
講師 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
説明「人権教育の推進に向けて」
人権・地域教育課人権教育係 指導主事
- 14:40～15:30 講義「人権が尊重される学校づくりに向けて（仮題）」
講師 奈良県人権教育研究会事務局
奈良県高等学校人権教育研究会事務局

6 参加申込み

平成28年4月7日付け週報第2243号掲載の行事参加等共通仕様書（参加基本様式）により、職名及び氏名を記入の上、平成28年4月18日（月）までに下記宛てにファックスにて申し込んでください。

県教育委員会事務局人権・地域教育課 人権教育係

FAX 0742-23-8609

7 その他

【午前の部】は午前7時現在、【午後の部】は午前11時現在で、県内のいずれかの地域で気象警報が発令されている場合は中止します。

各市町村教委教育長 }
各学校(園)長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成28年春の交通安全県民運動の実施について（通知）

平成28年春の交通安全県民運動は、「平成28年春の交通安全県民運動奈良県実施要綱」により4月6日（水）から4月15日（金）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本とするほか、「自転車の安全利用の推進」（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）、「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」及び「横断歩行者の保護と正しい横断」（奈良県重点）を重点としています。

また、運動期間中の4月10日（日）は、「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

さらに、運動期間中はもとより、各種交通安全活動の際に「危険ドラッグ」使用による運転の悪質性・危険性に関する広報啓発活動についても推進していただき、交通事故防止対策に取り組んでいただきますようお願いします。

については、下記事項に留意の上、これらの運動を推進し、各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

(1) 児童生徒等の交通事故防止

ア 学校における交通安全指導については、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）、「学校安全資料DVD『子どもを事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）、「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」（文部科学省）、「くいで

まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」(文部科学省)などを活用し、より一層の充実を図ること。特に幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、新入学児童等を中心に、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

イ 学校においては、体育・保健体育の時間はもとより、関連教科、道徳、総合的な学習の時間、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等における指導を充実するとともに、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

なお、その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設ける等、高齢者との世代間交流にも配慮すること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させるとともに、通学通園路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

なお、その際、登下校時の児童生徒の犯罪被害防止にも配慮すること。

オ 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、平成25年12月18日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について(依頼)」に基づき、地域の実情に応じた通学路交通安全プログラムに基づく取組等を引き続き推進すること。

カ スクール・ゾーンは、交通事故防止に効果を上げている一方、スクールゾーン内での交通事故も発生していることから、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

キ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

ク 学校においては、登下校中の児童生徒が犠牲となる交通事故が継続して発生している

ことなどを踏まえ、児童生徒に、道路及び交通の状況に応じて危険を予測し、これを回避する能力や態度を身につけさせ、安全な通学ができるように努めること。

(2) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の活用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

その際、「小学校 効果的な自転車安全指導のために」（一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）、「中学校 効果的な自転車安全指導のために」（一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）、「高等学校 効果的な自転車安全指導のために」（一般財団法人日本交通安全教育普及協会編）等の活用を図ること。

また、平成27年6月に改正道路交通法が施行され、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対し、交通の危険を防止するための講習受講を義務付ける自転車運転者講習制度が導入されたことについて、周知の徹底を図ること。平成27年6月22日付け事務連絡「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の通知について」も参照のこと。

イ 近年、対歩行者の事故等、自転車の利用者が加害者となる交通事故が増加傾向にあること等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質のかん養を図ること。

なお、その際、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）等の活用を図ること。

(3) シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 幼児児童をはじめ、中学生・高校生に対しても自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

2 最近の奈良県内の交通情勢

平成27年中における県内の交通事故発生状況は、

人身事故発生件数 5,078件(前年対比 -790件)

死者数 46人(前年対比 +1人)

負傷者数 6,496人(前年対比 -978人)

で、人身事故発生件数、負傷者数は減少したが、死者数については2年連続増加となった。

そのうち、子ども(中学生以下)の関係する交通事故は、

人身事故発生件数 243件(前年対比 -64件)

死者数 0人(前年対比 -2人)

負傷者数 474人(前年対比 -81人)

で、いずれも減少する結果となった。

第9次奈良県交通安全計画の道路交通の安全では、平成27年までに年間の交通事故死者数を30人以下に、死傷者数を6,400人以下にするという目標を掲げていたが、残念ながら実現はできず、平成28年度から始まる第10次交通安全計画では、交通事故の防止は、行政機関、関係機関・団体だけではなく、県民一人一人が取り組まなければならない課題と考え、交通事故のない社会を目指し、総合的かつ長期的な施策を定め強力で推進していかなければならない。

3 その他

4月には新入学(園)の時期であるため、この機を捉えた新入学児童(園児)に対する交通安全教育、街頭指導等についても十分配慮すること。

4 実施結果報告書の提出先

本運動における実施結果報告書については、別紙様式(提出用)により、FAX又は郵便にて下記の各担当宛てにそれぞれ提出すること。

(1) 市町村立学校(園)は、各市町村教育委員会宛て(4月28日まで)

(2) 各市町村教育委員会は、貴管内の学校(園)の結果を集計して、県教育委員会事務局保健体育課長宛て(5月10日まで)

- (3) 県立学校は、県教育委員会事務局保健体育課宛て（5月6日まで）
- (4) 私立学校（園）は、県地域振興部教育振興課宛て（5月6日まで）
- (5) 国立学校（園）は、県交通対策協議会事務局宛て（5月13日まで）

- 県教育委員会事務局保健体育課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9862

FAX 0742-22-3995

- 県地域振興部教育振興課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8347

FAX 0742-22-7215

- 県交通対策協議会事務局（県安全・安心まちづくり推進課内）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8730

FAX 0742-27-5280

別紙様式（提出用）

平成28年春の交通安全県民運動実施結果報告書

学校（園）名または市町村名 _____

校 種 _____

実施主体	実 施 し た 事 項	○印欄
学校(園) ・ 学年 ・ 学級 活動	講話、講演	
	学級活動・HR活動での交通安全指導	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	自転車等の安全点検	
児童 ・ 生徒会 (委員会) 活動	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
	啓発活動（プリント配布、マスコット配布等）	
	校門における当番活動（呼びかけ等）	
	幼児・児童・生徒安全集会（委員会活動、分団会等）	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
P T A (育友会) 活動	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
その他の 特記事項		

《記入について》

- ・学校（園）では、実施した事項の欄に○印を付け、該当の事項がない場合は余白部分に記入すること。
- ・市町村教委は、校種別に各事項について集計し、実施校（園）数を○印欄に記入すること。

《実施結果報告書の提出先》

- ・国立関係は県交通対策協議会事務局へ、私立関係は県地域振興部教育振興課へ提出
- ・県立関係は県教育委員会事務局保健体育課へ提出
- ・市町村立関係は各市町村教育委員会へ提出、市町村教育委員会は一括集計して県教育委員会事務局保健体育課へ提出

各市町村教委教育長 } 殿
各 園 長 }

奈良県教育委員会教育長

平成28年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」
調査実施園の募集について（通知）

このことについて、下記により募集しますので、応募についてよろしくお願ひします。

記

1 調査の趣旨

幼児の運動能力等の実態を調査し、幼児期からの運動能力の一層の向上を図る。

2 調査内容

5歳児（4歳児も可）を対象とした運動能力調査（25メートル走又は往復走、立ち幅跳び、テニスボール投げ、両足連続跳び越しの測定）

3 調査期間

平成28年5月から6月末まで

4 募集対象及び募集数

平成27年度に調査に参加していない幼稚園、認定こども園、保育所のうち、平成28年度調査実施を希望する園、所 30園程度

5 申込み方法

別紙様式により、平成28年4月14日（木）までに、県立教育研究所長宛て申し込むこと。

6 その他

- (1) 調査実施園は、平成28年4月中旬に決定し、通知する。
- (2) 平成27年度に調査を実施し、継続して調査を希望する場合は、申込みは不要。
- (3) 調査についての実施説明会は、4月21日（木）に開催する予定。
- (4) 4歳児も調査を希望する場合は、別紙様式に4歳児の人数も記入すること。

(別紙様式)

第 年 月 日 号

奈良県立教育研究所長 殿

園 名
園 長 名



平成 2 8 年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」の申込みについて

標記の件について、下記のとおり申し込みます。

記

(1) 園名、住所等

園 名			
住 所	〒 ー		
園長名			
T E L		F A X	
E-mail			

(2) 調査を実施する学級数、幼児数

	5 歳児	4 歳児
学級数 (クラス数)		
幼児数		

※ 調査を実施される学年のみ御記入ください。

各市町村教委教育長 } 殿
各学校（園）長 }

奈良県教育委員会教育長

平成 28 年度奈良県立教育研究所 “教育セミナー 2016”
ともに学ぶ！～「自ら学び、ともに学ぶ」アクティブ・ラーニング～
の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員へ周知するとともに、参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

指導主事、指定研究員、長期研修員等が、本県の教育に関する課題の解決を目指して平成 27 年度に行った研究の成果を発表するとともに、教育関係者及び教育に関心のある人と本県教育について共に考える機会とする。

2 対象者

教育関係者及び教育に関心のある人

3 日時及び会場

平成 28 年 5 月 31 日（火） 13：00～16：00

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄 22-1

4 日 程

13：00～13：10 開会式・日程説明・諸連絡

13：10～14：20 基調講演

14：30～16：00 発表・報告

・プロジェクト研究発表 ・個人研究発表

・研究報告等 ・企画

16:00～16:45 館内開放

様々な体験ブース、大学生とのミニ討論会などの実施

5 内容等

(1) 基調講演

演題 「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善」

講師 国立教育政策研究所教育課程研究センター基礎研究部 総括研究官 後藤 顕一

(2) プロジェクト研究発表

本県の教育に関する課題の解決を目指して、教育研究所の指導主事等と指定研究員がチームを組んで行った研究の成果を発表する。

(3) 個人研究発表

学校事務、校内研修、教科教育について、本県教育の向上に役立てるため、教育研究所の指導主事等の支援を受けて指定研究員が行った研究の成果を発表する。

(4) 研究報告等

長期研修員や県内教科等研究会などの研究等を報告する。

(5) 企画

「求められる資質・能力とアクティブ・ラーニング」

国立教育政策研究所教育課程研究センター総括研究官の後藤顕一氏を講師として、アクティブ・ラーニングについて、活動、体験を織り交ぜながら学ぶ。

(6) パネル・教材等の展示

授業づくりに役立つ新しい教材、ICT機器、教育研究所の研究成果や奈良県教育委員会事務局各課・室の取組などをまとめたパネル等を展示する。

6 旅 費

所属負担とする。

7 参加申込み

別表を参照し、別記様式の参加申込書に必要事項を記入の上、平成28年5月20日（金）までに、郵送又はFAXで下記宛てに申し込むこと。

〈申 込 先〉 〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

県立教育研究所“教育セミナー2016”係

FAX 0744-33-8909

〈問合せ先〉 県立教育研究所 教科教育係

TEL 0744-33-8903

別表

1 全体会（基調講演）（13：10～14：20）

申込 番号	主 題
	基 調 講 演 概 要
①	<p>アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善</p> <p>アクティブ・ラーニングとは何かを考えるとともに、その視点からの深い学び、対話的な学び、主体的な学びを実現する授業について考えていきます。</p>

2 研究発表1（14：30～15：10）

申込 番号	発 表 主 題
	発 表 概 要
②	<p>小学生の未熟な対人関係から生じる問題を予防するためのプログラムの研究－良好な人間関係の形成を目指して－【長期研修員報告】</p> <p>児童がトラブルに至る要因と考えられる社会性の欠如や人間関係の未熟さを改善するとともに、自尊感情を高めることができるようなプログラムを開発して、実践した成果を報告します。</p>
③	<p>英文の大意を把握することを目指したリーディング指導の－考察－ トップダウン処理を促すワークシートの開発－【長期研修員報告】</p> <p>生徒が英文を読み、その内容を基に、自分の考えや意見等を話したり、聞いたり、書いたりする活動を増やすため、英文の大意把握を促すワークシートを開発し、そのワークシートの有効性について検証した成果を報告します。</p>
④	<p>財務事務を通して行う組織マネジメントモデルの提案－エコを視野に入れた教育環境整備の実践から－【個人研究】</p> <p>学校事務職員が自らの専門性を生かして、学校教育活動を支援する具体的方策を考え、教職員全員で協働して実践し、成果が上がった「生駒小型教育環境整備システム」について報告します。</p>
⑤	<p>キャリア教育の視点を取り入れた教科指導【社会、地理歴史、公民】【個人研究】</p> <p>歴史の教科指導において、生徒の主体的な考察を促す手立てを工夫することで、歴史を学ぶ意欲が向上し、ひいては基礎的・汎用的能力の涵養につながるということを検証しました。</p>
⑥	<p>豊かな人間性を培いたくましく生きる力を育てる道徳教育【実践報告：奈良県道徳教育研究協議会】</p> <p>平成27年度に奈良県道徳教育研究協議会の小学校低学年部会と高学年部会で、研究テーマに基づいて取り組んだ実践について報告します。</p>

3 企画（14：30～16：00）

申込 番号	企 画 主 題
	企 画 概 要
⑦	<p>求められる資質・能力とアクティブ・ラーニング【企画】</p> <p>アクティブ・ラーニングの視点に立った深い学び、対話的な学び、主体的な学びを実現する授業について、活動、体験を通して学びます。児童、生徒に求められる資質・能力を育むために、どのような授業づくりが大切か、共に学びましょう。</p>

4 プロジェクト研究発表（前半14：30～15：10 後半15：20～16：00）

申込 番号	発 表 主 題
	発 表 概 要
前半 ⑧	<p>小学校への接続を意識した幼児期における学びの基盤の育成 —幼児期で育成したい「学びに向かう力」—【プロジェクト1】</p>
後半 ⑳	<p>小学校以降の学力形成につながる「意欲」や「集中力」等の「学びに向かう力」を、日々の保育にどのように位置付けて幼児の中に育てていけばよいかを研究しました。「夢中度・安心度」や「友達関係」を5段階の指標を基に数値化し、幼児の遊びの様子が一目で分かるように記録の工夫をしました。</p>
前半 ⑨	<p>学びを楽しみ学びをつなぐ国語の授業づくり【プロジェクト2（言語活動の充実Ⅰ）】</p>
後半 ㉑	<p>国語に対する興味・関心や学習意欲を高めるために、「伝統的な言語文化に関する教材の素材研究」と「児童の主体的な思考・判断が活かされる言語活動の工夫」を柱とした授業づくりについて研究しました。具体的な実践内容や研究成果の報告を基に、これからの国語科の学びについて参加者と共に考えます。</p>
前半 ⑩	<p>主体的な学びを高める外国語活動の授業づくり —自己評価の工夫—【プロジェクト2（言語活動の充実Ⅱ）】</p>
後半 ㉒	<p>児童が自らの言語活動を評価することによって、外国語を学ぶ意欲を高められる授業づくりについて研究しました。目標を明確に認識することで見通しをもって学習活動を行い、振り返りシートを用いた評価により、自らの変容を客観視できるようにすることが、主体的に学習に取り組む態度につながる事が分かりました。</p>
前半 ⑪	<p>実感を伴った理解を深める観察・実験の教材・教具づくり【プロジェクト3】</p>
後半 ㉓	<p>理科に対する有用性を感じさせ、実感を伴った理解を深めるために、小学校5・6年生の理科に関して10の実践を行いました。その成果について報告し、実感を伴った理解を深められる教材・教具について、参加者と共に考えます。</p>
前半 ⑫	<p>へき地教育におけるICTの活用の在り方【プロジェクト4】</p>
	<p>少人数・小規模のよさを生かしてICTを活用する授業の在り方について研究を行い</p>

後半 ⑭	ました。実践記録の分析の結果、少人数・小規模のよさを生かし、ICTを活用することは、児童生徒の学ぶ意欲の向上や指導する教員の授業改善に効果があることが分かりました。
前半 ⑬	小学校における教育相談体制づくり –セカンドステージ/モデル開発–【プロジェクト5】
後半 ⑮	不登校やいじめ等、多様化する生徒指導上の諸問題に適切に対応するためには、学校教育相談体制の整備が不可欠です。平成26・27年度の2年間、小学校における教育相談体制の在り方を研究しました。研究1年目は体制づくりを進める上での課題を抽出し、課題解決に向けた具体的方策を示しました。2年目はその方策に基づいて様々な取組を進め、教育相談体制構築に向けた有効なモデルを提案しました。
前半 ⑭	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり –継続的・発展的な普及を目指して–【プロジェクト6】
後半 ⑯	ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、児童生徒が「できた」「分かった」と感じることができる授業づくりに関する研究を、小学校2校、中学校1校で行いました。「ユニバーサルデザインの視点とは」「授業に取り入れる際の留意点とは」及び「継続的・発展的な普及につなげるための視点とは」について報告します。

5 研究発表2 (15:20~16:00)

申込 番号	発 表 主 題
	発 表 概 要
⑮	高等学校理科（化学基礎・化学）におけるアクティブ・ラーニングの充実 –主体的・協働的に学ぶ生徒を育てるための授業の提案–【長期研修員報告】 高等学校理科（化学基礎・化学）において、アクティブ・ラーニングの充実を図った授業案を作成し、実践を行いました。実践した成果を基に、アクティブ・ラーニングの充実を目指した授業について、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。
⑯	企業体験研修を生かしたNC工作機械の実習テキストの作成【長期研修員報告】 切削加工を行う製造現場では、NC工作機械を使いこなせる人材を必要としています。そこで、企業研修を生かして、製造現場における実用的な技術を身に付けるために作成した実習テキストについて報告します。
⑰	若手教員の成長支援に向けた取組 –採用2年目及び担任2年目教員を対象としたOJT–【個人研究】 高等学校において、若手教員の資質・能力向上を図るためにOJTを実践し、効果の検証を行いました。そのOJTの進め方・取組を、一つのモデルとして報告します。

⑱	<p>奈良教育大学との連携による小学校若手教員育成研修システム開発【実践報告】</p> <p>小学校若手教員の授業力を高めることをねらいとし、奈良教育大学、県内小学校及び教育研究所の3機関が連携して主体的・協働的な研修システムを開発しましたので報告します。</p>
⑲	<p>教育に新聞を【実践報告：奈良県NIE推進協議会】</p> <p>NIE（Newspaper In Education）は学校教育で新聞を教材として活用する活動です。NIEの活動や、NIEを活用した県内の学校などの実際の取組を紹介しながら、皆さんと一緒にNIEについて考えます。</p>

6 教材・パネル等の展示

館内において、教育研究所作成の成果物、新しい教材、ICT機器などの体験コーナーや、教育研究所の研究成果や奈良県教育委員会事務局各課・室の取組などをまとめたパネル等の展示を行っています。

【別記様式】

平成28年度奈良県立教育研究所“教育セミナー2016”

参加申込書

奈良県立教育研究所長 殿

平成28年 月 日

教職員	所 属 所属長名 T E L	(— —)	公印
	住 所 T E L F A X	(— —) (— —)	
一 般			

※ 部分的な参加も可能です。参加を希望される時間帯の枠内に、番号を書いてください。

※ 同じ所属であれば、この用紙で3名まで申し込むことができます。

※ 10年経験者及び高等学校の初任者は、該当する枠内に○を書いてください。

記入例

参加者氏名	○○ ○○
10年経験者研修参加者	○
初任者研修高等学校参加者	
全体会 (13:00~14:20)	①
研究発表1 (14:30~15:10)	⑧
研究発表2 (15:20~16:00)	⑩

参加されない時間帯は、枠内に×を書いてください。

⑦は基本的に、前半後半通しての参加をお願いします。

参加者氏名	
10年経験者研修参加者	
初任者研修高等学校参加者	
全体会 (13:00~14:20)	
研究発表1 (14:30~15:10)	
研究発表2 (15:20~16:00)	

参加者氏名	
10年経験者研修参加者	
初任者研修高等学校参加者	
全体会 (13:00~14:20)	
研究発表1 (14:30~15:10)	
研究発表2 (15:20~16:00)	

参加者氏名	
10年経験者研修参加者	
初任者研修高等学校参加者	
全体会 (13:00~14:20)	
研究発表1 (14:30~15:10)	
研究発表2 (15:20~16:00)	

FAX送信先：奈良県立教育研究所 0744-33-8909